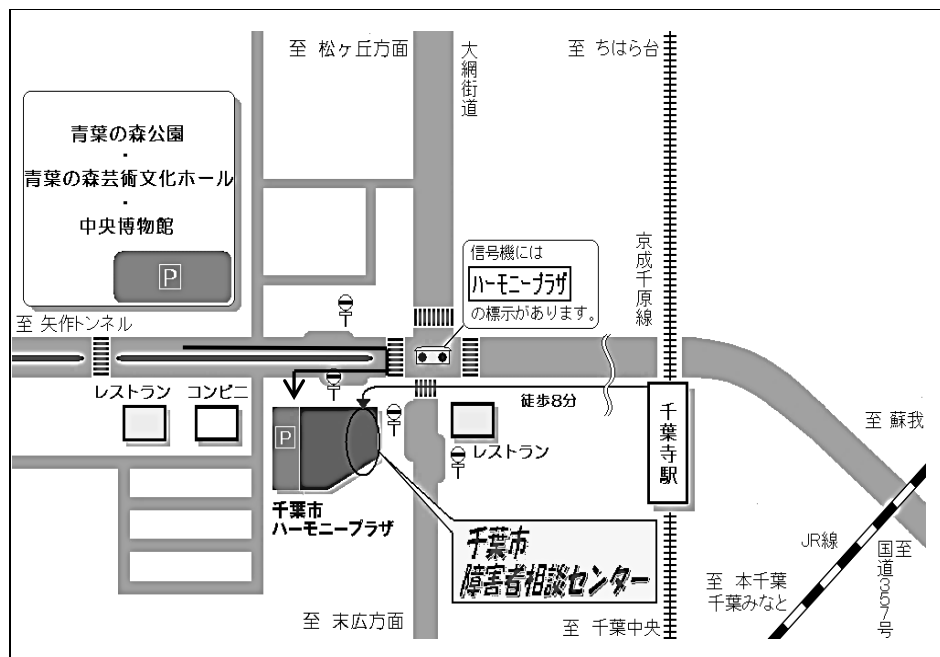


アクセス



千葉市障害者相談センター

〒260-0844

千葉市中央区千葉寺町 1208-2

(千葉市ハーモニープラザ内 1 階)

電話:043-209-8823

FAX:043-209-8826

E-mail: shogaishasodan.HWS@city.chiba.lg.jp

1. 電車をご利用になる場合

京成電鉄千原線「千葉寺駅」下車、徒歩 8 分

2. バスをご利用になる場合

◆JR 千葉駅東口 千葉中央バス 2 番のりば

千葉中央バス「千葉リハビリテーションセンター」・「誉田駅」・「鎌取駅(千葉営業所)」・「大宮団地」・「中央博物館」行き等により、『ハーモニープラザ』下車

◆JR 蘇我駅東口

千葉中央バス・小湊バス「大学病院」行きにより、『ハーモニープラザ』下車

◆JR 誉田駅・鎌取駅方面

千葉中央バス「千葉駅」行きにより、『ハーモニープラザ』下車

※ 駐車場は台数が限られていますので、なるべく公共交通機関をご利用下さい。

開設

平成 6 年 4 月 1 日

施設概要

千葉市ハーモニープラザ: B棟1階 978㎡

千葉市ハーモニープラザ: 千葉市男女共同参画センター、千葉市障害者福祉センター、千葉市障害者相談センター等から構成される、千葉市の「男女共同参画」と「福祉」に関する複合施設



↑ 当所HP

千葉市保健福祉局高齢障害部 障害者相談センター

設置目的

身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」と知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」の両機能を併せ持った施設です。
18歳以上の、身体障害者、知的障害者及びその家族からの専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、その福祉の向上を図ることを目的としています。



「花のあふれるまちづくり」
シンボルキャラクター ちはなちゃん

ご利用に際しては、
お住まいの区の
高齢障害支援課に
ご申請ください。



加曽利貝塚PR大使
かそりーぬ

身体障害のある方に関する業務

身体障害者手帳の認定・作成

身体障害者手帳の審査・認定及び手帳の発行事務を行います。

補装具費支給の判定

身体障害者の身体の一部欠損又は機能障害を補い、日常生活を容易にするために用いる補装具の支給及び修理の内容について判定を行います。

自立支援医療(更生医療)

自立支援医療(更生医療)の判定を行います。



知的障害のある方に関する業務

療育手帳の判定・作成

知的障害による生活のしづらさを補うため、さまざまな福祉の制度があります。療育手帳は、その制度を利用しやすくするための手帳です。療育手帳に関する相談、障害程度の判定及び作成を行います。

<各区保健福祉センター 高齢障害支援課>

区	所在地	電話 FAX
中央区	千葉市中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる) 11階	043(221)2152 043(221)2602
花見川区	千葉市花見川区瑞穂1丁目1番地	043(275)6462 043(275)6317
稲毛区	千葉市稲毛区穴川4丁目12番4号	043(284)6140 043(284)6193
若葉区	千葉市若葉区貝塚2丁目19番1号	043(233)8154 043(233)8251
緑区	千葉市緑区鎌取町226番地1	043(292)8150 043(292)8276
美浜区	千葉市美浜区真砂5丁目15番2号	043(270)3154 043(270)3281